※学校内での回覧にご使用ください。

回覧	

JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター

災害共済給付ナビ

vol. 01

令和5年6月号

【災害共済給付に関するお知らせ】
契約・名簿更新後に転入・新規入学(園)等があった場合等 …p.1、2

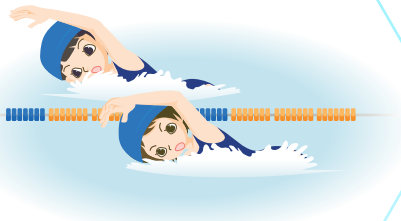
令和4年度スポーツ庁委託事業
学校における体育活動での事故防止対策推進事業
～取組と成果～ …p.3、4

【特集】
学校水泳活動で備えておくこと
～溺水・重大事故を防ぐために～ …p.5、6

ホームページ名称変更のお知らせ …p.7















独立行政法人　日本スポーツ振興センター

【災害共済給付に関するお知らせ】

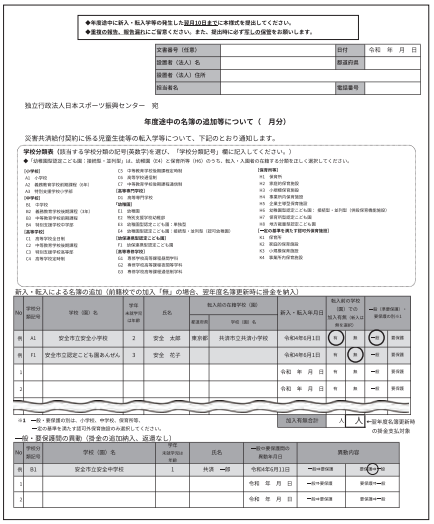
契約・名簿更新後に転入・新規入学（園）等があった場合

報告忘れにご注意ください！

契約・名簿更新後に転入・新規入学（園）があった場合又は長期欠席者が復学し加入する場合は、**転入・新規入学（園）等 のあった日の属する月の翌月の10日まで**に様式**「年度途中の名簿の追加等について」**を設置者から各地域の給付担当課へ提出してください。この報告があった場合は、転入・新規入学（園）日以降に発生した学校等の管理下の災害が給付対象となります。一般（準要保護）・要保護間の異動があった場合も本様式で報告をお願いします。

なお、追加加入者の共済掛金は、翌年度の名簿更新時にお支払いいただくことになります。

＊提出時に必ず写しの保管をお願いします。
＊様式は、災害共済給付Webの「様式ダウンロード」のページにPDF版とExcel版を掲載しています。



年度途中の名簿の追加等について（　月分）

独立行政法人日本スポーツ振興センター　宛

請求事務のよくあるご質問

災害共済給付Webの「よくあるご質問」もご活用ください。

Q　医療費の請求に時効はありますか？

A　医療費の月分ごとに２年の間に請求を行わないと時効になります。医療費の支給期間（10年間）と混同しないようにご留意ください。
例：令和３年７月受診分は、令和５年８月10日までにJSCに請求しないと時効になります。

Q　「高額療養状況の届」は、どのような場合に必要となりますか？

A　同一月に単位療養額（同一の病院での入院・外来ごと又は治療用装具代等）が70,000円（7,000点）以上の場合に必要となります。なお、乳幼児・こども医療費助成制度等を利用した場合は、「高額療養状況の届」の提出を省略できます。

Q　治療を継続している児童が転校※します。転校先の学校へはどのように引き継ぎを行えばよいですか？
※災害共済給付制度に加入している学校

A　転校前の受診分は前籍校、転校後の受診分は転校先の学校から請求（請求する医療費の月に在籍している学校からの請求）することになりますので、転校先の学校に災害報告書の写し等を添えて以後の請求を依頼していただくとともに、災害共済給付オンライン請求システムで「引継ぎ」の作業を行っていただきます。

Q　災害共済給付オンライン請求システムの操作方法がわかる資料はありますか？

A　災害共済給付オンライン請求システムに操作マニュアルを掲載していますので、ご活用ください。

システムログイン→「各種資料等ダウンロード」の「システム操作マニュアル」
→**「災害共済給付オンライン請求システム操作マニュアル（電子版）」**

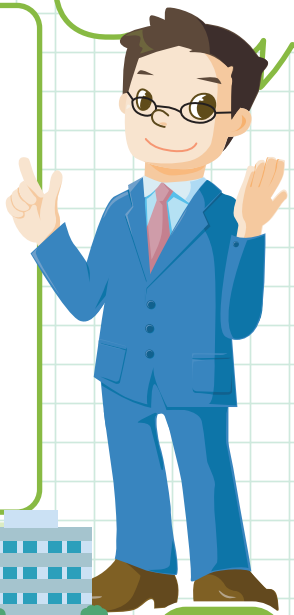


学校・保育所等の設置者の方へ

「損害賠償災害報告書」の提出はお済みですか？







免責特約制度

学校・保育所等の管理下における児童生徒等の災害について設置者の賠償責任が発生した場合において、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が災害共済給付を行うことにより、その価額の限度において設置者の賠償の責めを免れさせるものです。
設置者は、JSCから支給を受けた額の範囲内で損害賠償の責めを免れることとなった場合、「損害賠償災害報告書」によりJSCへ報告することとなっています。

学校・保育所等の管理下の災害について、

設置者に損害賠償責任が発生した

まずはお電話ください。
報告書の提出の必要があるかもしれません。

担当課	担当地域	TEL
仙台給付課	北海道、青森県、岩手県	022-716-2107
	宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2108
東京給付課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	03-5410-9162
	東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9163
名古屋給付課	福井県、愛知県、三重県	052-533-7822
	富山県、石川県、岐阜県、静岡県	052-533-7823
大阪給付課	大阪府、奈良県、和歌山県	06-6456-3602
	滋賀県、京都府、兵庫県	06-6456-3603
広島給付課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-511-2956
	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2957
福岡給付課	福岡県、鹿児島県、沖縄県	092-738-8725
	佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	092-738-8726

JAPAN SPORT COUNCIL
独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付事業部　https://www.jpnsport.go.jp/anzen/

［報 告］令和４年度スポーツ庁委託事業

学校における体育活動での事故防止対策推進事業
～取組と成果～

本事業は、令和４年度で９年目を迎えました。令和４年度は全11会場のうち１会場をオンライン開催とし、場所を選ばず参加できる形で開催しました。

セミナーは、学校体育活動における事故防止の意識啓発と更なる取組の充実に資することを目的に、重大事故事例の発生原因、背景及び再発防止のために留意すべき点や方策に関するパネリストからの講演を関係者間で共有し、学校現場に必要な事故防止の取組や相互連携について協議等を行いました。ご参加頂きました皆様、ご後援をいただきました開催都道府県・市教育委員会等にこの場を借りてお礼申し上げます。

〈開催地〉
富山市・高松市・和歌山市・仙台市・鯖江市・熊本市・京都市・札幌市・浦添市・岡山市・オンライン

受付



感染防止対策を行った受付。
参加者の皆様にも検温・消毒等にご協力頂きました。

セミナー中の会場の様子



ソーシャルディスタンスを保つため、座席指定を行いました。

パネリスト発表の様子



各分野の専門家から、スポーツ事故防止に関する情報、知見の発表を行いました。

パネルディスカッションの様子



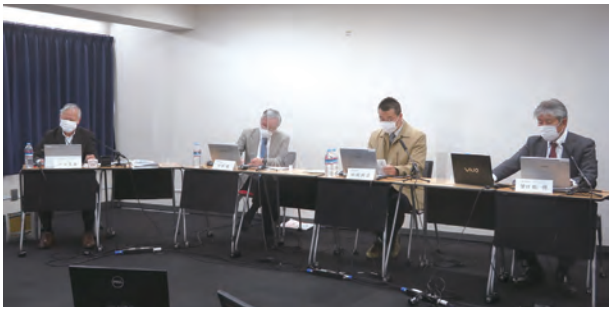
コロナ禍でも、学校体育活動における事故防止に向けて歩みを止めることなく取り組む参加者と、パネリストとの間で、活発な意見交換が行われました。

皆様のご協力により、無事にセミナーを実施することができました。
令和５年度のセミナーについては、詳細が決定し次第、災害共済給付Webでお知らせします！



令和４年11月2日 オンラインセミナーの様子

令和４年11月2日のセミナーは、
①『体育活動における熱中症の予防』
②『学校でのスポーツ事故を防ぐために』～障害予防～
③『事故事例・判例から学校体育・スポーツ事故予防を考える』
の３つのテーマで、オンライン開催としました。



オンラインセミナーは東京の会議室から配信しました。通常の会場では、コーディネーター・パネリストが１名ずつ登壇するところ、セミナー中はコーディネーター・パネリスト全員が並んでの進行となりました。



参加者から事前に寄せられた質問を元に、パネルディスカッションも通常の会場と同様の解説等が行われました。



配信に当たっては、トラブルの無いようスタッフ一同万全の態勢で臨みました。

アーカイブ配信はQRコードからご覧いただくことができます！



令和４年度スポーツ庁委託事業 詳細ページへのアクセス方法



学校水泳活動で備えておくこと

～溺水・重大事故を防ぐために～



桐蔭横浜大学 スポーツ科学部
スポーツ教育学科
准教授　**井口 成明**

はじめに

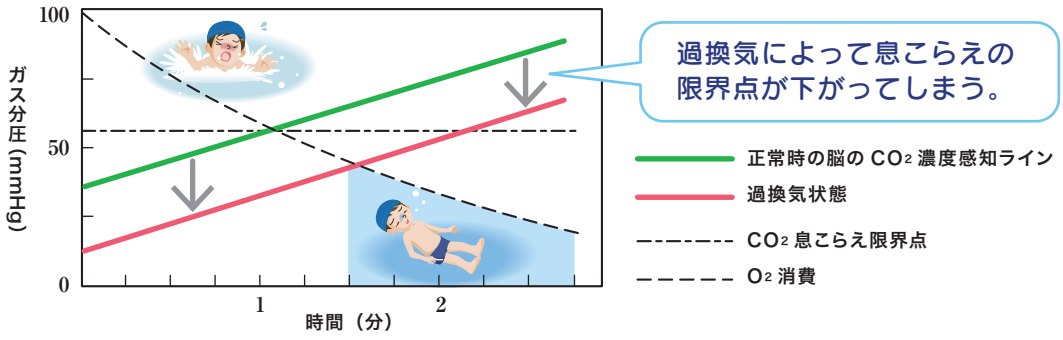
今年も水泳の授業、部活動のシーズンを迎えました。プールと水泳活動の準備は万全でしょうか？プール管理、シャワールーム、更衣室の衛生管理など、子どもたちが安全に楽しく水泳活動ができるまでには、多くの準備が必要になりご苦労されていることと思います。いつもの準備に加え、今年度からは以下のような点にもご配慮いただきますようお願いいたします。

● Point 1　水泳事故で注意すべきこと

近年の水泳事故で、問題視すべき内容としては、溺水、熱中症、落雷、水底衝突事故の４点を抑えておく必要があります。まず溺水事故ですが、溺水は泳力の低い子だけが溺れるのではなく、泳力の高い子にも危険性があることを覚えておいてください。特に「潜りっこ」や「潜水泳法」を過度におこなうと、ノーパニック症候群をおこす可能性が高くなります。下図は、ノーパニック症候群の発生をグラフによって表したものですが、泳ぐ前に緊張すると過呼吸になりやすくなります。また、潜水練習や潜りっこなどを数多く繰り返していると同様の状態に陥りやすくなります。

血液中の二酸化炭素が普通の状態では、二酸化炭素濃度が上がって、呼吸したくなり、もがきだします。しかし過換気状態になりますと二酸化炭素濃度が血液中に上がる前に酸素を消費されているため意識をなくし溺水してしまいます。「プールから退水させた後に、水底に子どもが沈んでいた」という事故を聞きますが、ノーパニック症候群の可能性が高いと考えられます。

図　ノーパニック症候群が発症するときの体内の二酸化炭素と酸素濃度の相関図（武藤 芳照作図）



次にプールに入水中でも熱中症は発症します。現在の屋外プールでは、水温33度位まで上がった場合、ぬるま湯の中で大騒ぎしているのと同じことになります。水泳練習は消費カロリーの高い運動だけに、短時間で脈拍数が上昇し、体温も上昇してしまいます。体型や泳ぎ方によって変わりますが、クロール1時間あたり約900～1,300キロカロリー、平泳ぎ1時間あたり約550～600キロカロリーを消費するハードな運動です。そういう運動でありながらも、自らが高温のプールで熱中症を意識せず練習してしまう原因として、常に水が頭上から滴り落ちる環境下にあるので、汗と雫の違いが分からなくなってくることと、屋外の場合、外気で冷やされた気になってしまうことなどが挙げられます。

また、屋外プールで最近危惧していることは落雷事故です。異常気象や天候の急変が最近、どの地域でもみられます。遠くで鳴っているように思ってもすぐに退水させましょう。

平成29年度告示の学習指導要領改訂で、水泳における飛び込みスタートは、小・中学校では行わないことに、高等学校でも段階的指導を行い水深の浅いプールでは行わないことになり、水底衝突事故は減少したと思われます。しかし残念なことですが現在でも水底衝突事故は発生しています。それは、中学校、高等学校の部活動等で報告されています。特にウォーミングアップや自由練習時に起きています。部活動顧問の先生は、許可している時以外の飛び込みスタートをしないようにご注意いただきたいと思います。

● Point 2 水泳事故防止のために準備すること

① 水泳授業のための事前指導の充実

部活動を含め水泳指導を行う1週間前までに、必ず水泳事故防止の授業を行いましょう。以下の内容に注意してご指導ください。水泳授業前の健康チェック表を作成して、保護者にも連絡を徹底させましょう。内容としては、体温、体調チェックはもちろんのこと、睡眠時間、メンタル面もチェックさせてください。睡眠不足や定期試験前の水泳授業で事故が起きている報告もあります。

② 熱中症対策

プールサイドにはテント等で日陰を作り、子どもたちが足の裏を火傷しないように常にプールサイドには水撒きをしましょう。大きめのクーラーボックスを用意し、常に氷、氷のう、飲料水、紙コップを入れておき、水分補給や体温冷却ができるようにしておきましょう。また、団扇を入水者の半数分ほど用意して、休憩時間等で扇がせてください。気化熱によって直ぐに身体についている雫が冷やされますので、体温低下に効果的です。更に子どもたちがトイレに行くとき、尿の色に注意させてください。尿の色が濃い場合には脱水症状の危険性があります。事前に指導しましょう。

③ 落雷探知機をご用意ください

10年ほど前なら夏の落雷は、夕方以降と見当がつきましたが、ここ数年の急変する天候では、いつ落雷が起きてもおかしくありません。大きな積乱雲が見えている日には晴れていて日差しがあっても注意が必要です。市販されている落雷探知機を必ず1台用意し、指導者は定期的にチェックしてください。指導で入水している時などは、見学者に見てもらうようにして、落雷注意ランプが点灯したら急いで知らせるように指導しましょう。



④ 水泳指導以外でのプールへの飛び込みを注意

水泳部の練習の始まりや休憩時間、また、部活動のクールダウン等でプールを使用し事故が起きています。最近では学園祭等でアーティスティックスイミングを披露する学校も増えています。その演技内での「リフトジャンプ」や「やぐら」などによる事故が発生しています。水深の浅いプールでは、水上から飛び込むような行為をさせないように注意しましょう。

プールでの水泳事故は、突然死を除き想定できる事故といえます。準備することも多く大変ですが、子どもたちの安全で充実した水泳指導のためご理解の上、実践いただきますようお願いいたします。

ホームページ名称変更のお知らせ

- 災害共済給付事業部のホームページ名称が令和５年４月に**災害共済給付Web**（旧：学校安全Web）に変更となりました。
- URLは変更ありませんので引き続きご利用いただけます。（https://www.jpnsport.go.jp/anzen/）
- ブックマークしてご活用ください！

災害共済給付Web　**検　索**



ぜひ、ご活用ください！

【日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部地域担当窓口一覧】

担当課	担当地域	TEL	FAX	所在地
仙台業務推進課	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2106	022-264-7633	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階
東京給付課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	03-5410-9162	03-5410-9136	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階
	東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9163		
名古屋業務推進課	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-533-7821	052-562-0688	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階
大阪業務推進課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6456-3601	06-6456-3666	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
広島業務推進課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2822	082-222-2827	〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階
福岡業務推進課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	092-738-8720	092-771-7763	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス4階

※お問合せ受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く。）

発行日：令和５年６月（第１号）
編集・発行：独立行政法人日本スポーツ振興センター　災害共済給付事業部（調査課）